

## 2-1 明治憲法の時代 <標準編>

### 植木枝盛の 憲法案

自由民権運動は、明治維新の諸改革で特権を奪われた士族が、社会契約説など欧米の民主主義思想を根拠にして、「政府は専制的である」と批判したところから始まった民衆運動である。当時の政府の要職は、江戸幕府を倒した旧薩摩藩・長州藩の出身者によってほぼ独占され、彼らの独断で政治が進められていた。このような藩閥政府に対して土佐藩出身の板垣退助らは1874年に「民撰議院設立建白書」を政府に提出して、国会の開設を要求し、これをきっかけに言論による政府批判運動が全国に広まった。

明治政府は、1881年の開拓使官有物払い下げ事件をきっかけに議会開設を約束し憲法の制定に着手したが、天皇主権の体制を維持するため、市民革命によって生まれた民主的な憲法ではなく、強大な皇帝権力を認めるプロイセン憲法を模範とし、民権派の攻撃を避けて秘密裏に作成を進めた。

そのころ自由民権運動の志士であった土佐藩出身の植木枝盛は、自ら憲法草案を作成し、「大日本国憲按」として発表した。この憲法案は、植木がフランスの憲法に学んで作成したたいへん民主的なものであり、現在の日本国憲法とも多くの点で共通している。しかし実際に制定された明治憲法は、植木ら自由民権派が求めていたものとは正反対の内容だった。

### 天皇への 絶対服従

明治憲法では「天皇は神聖」とされ、国民（臣民）は天皇へ絶対的に服従することが求められた。天皇に対する非礼な行為は「不敬罪」として厳しく処罰されただけでなく、日常生活においても天皇を尊崇する態度が求められた【①】。天皇を主権者とする国家体制（内閣総理大臣は天皇の政治を補助（輔弼）する存在に過ぎない）は「国体」と呼ばれ、これを否定したり変革しようとする行動や言論は国家に対する重大な犯罪とされ、1925年に制定された治安維持法でも死刑をはじめ厳しい罰が定められていた。

また全国の小学校には天皇・皇后の写真（御真影）が掲げられ【②】、儀式においては教育勅語が奉読された。授業では国が発行した教科書（国定教科書）が用いられて、国家のために身命を賭して尽くす人物が日本国民の理想として強調された。さらに軍隊においては、上官の兵士に対する命令は天皇の命令と同じである、兵士に貸与される武器は天皇から預かったものである、などと言われ、上官の命令に反する行動や武器の扱いに過失があると天皇に対する非礼として厳しい制裁を受けることもあった。

①たとえば天皇に言及する場合には、直立不動で姿勢を正し「畏れ多くも天皇陛下にあらせられては…」と表明しなければならなかった。

②校庭には御真影を奉納する奉安殿と呼ばれる建物があつた。

このように明治憲法は天皇と軍隊の利益を最大限に追求したものであったから、国民の基本的な人権を保障するという点では不十分であり、天皇（政府）や軍隊を批判することは、多くの国民にとって命がけだった。むしろ当時の日本人の多くは、天皇と戦争を賛美することしかできなかった。

### 軍の暴走

明治憲法が「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」と規定していたことにより、軍は政府（内閣）と対等の地位を与えられていた。さらに**軍部大臣現役武官制【③】**（1900年官制により設置・1913年廃止・1936年復活）が定められていたため、軍の意向に沿わない内閣を、軍は軍部大臣（陸軍大臣と海軍大臣）を推挙しないことによって倒すことができた。このように軍が優位にある政治体制により、軍はワシントン軍縮条約（1921年）やロンドン軍縮条約（1930年）を締結した政府に「**統帥権の干犯**」として激しく反発し、やがて天皇が任命した内閣が決めた政策をも無視して単独行動をとるようになった。

そのため政府は1931年に満州事件を起こして中国大陸への侵略行動を開始した軍の行動を抑制できず、また国民も（戦争は中国大陸で行われていて国内は戦争状態になっていなかったこともあって）重大な関心をもてなかった。やがて元陸軍大臣の**東条英機**が首相になり第二次世界大戦（**アジア太平洋戦争**）【④】が始まるが、昭和天皇は日本の敗色が濃くなった時期になっても早急に戦争を終わらせる決断をしなかった。【⑤】

### 命がけで抵抗した人々

軍が政治を支配するようになった時代にありながら、強い意思をもって政府や軍隊を批判し抵抗した人々が少数ながら存在したことを私たちは忘れてはならない。

例えば明治から昭和前期にかけて活躍したジャーナリストである**宮武外骨**は、生来のパロディ精神を発揮して自らが中心となって編集発行する『滑稽新聞』紙上などで、当時の腐敗した権力者を徹底的に批判しつづけた。また衆議院議員の**斉藤隆夫**は、1930年代後半ごろ政治に強く介入するようになった軍を批判する演説を帝国議会内で行い、そのために議員を辞職させられた。

宮城県出身の弁護士・**布施辰治**は、植民地統治に抵抗する朝鮮独立運動の志士たちを無償で弁護した（そのため弁護士資格を剥奪された）。また同じく弁護士の**正木ひろし**は戦前、警察官の暴力で容疑者が殺された事件を担当した経験や中国大陸での日本軍兵士の残虐行為を目にした体験をきっかけに個人誌『近きより』紙上で軍や政府に対する徹底的な批判を展開した（戦後は多数の冤罪事件に取り組んだ）。そのほかキリスト教系の宗教団体・**灯台社**に集う人々は、**明石順三**を中心に**兵役拒否**運動を行った。

③軍部の大臣（陸軍大臣と海軍大臣）に就任できる資格を、大將か中將の階級にある現役の軍人に限定した制度。

④第二次世界大戦の極東地域における戦争は、当時「大東亜戦争」と呼ばれた。現在では「太平洋戦争」あるいは「アジア太平洋戦争」と呼ぶ。

⑤1945年2月ごろ元首相の**近衛文麿**が昭和天皇に早期終戦を進言したところ（**近衛上奏**）、昭和天皇は「もう一度戦果を上げてからでなければ難しい」と答え、戦争を継続させた。もしこのとき決断をしていれば、沖繩戦・東京大空襲・広島長崎の原爆投下はなかった。